

大阪第6地方合同庁舎（仮称）

へリポート設置事業

環境影響評価方法書

【 要 約 書 】

令和2年3月

PFI 大阪第6合同庁舎株式会社

1. 事業の概要

(1) 事業の名称、種類及び事業者

名 称	大阪第 6 地方合同庁舎（仮称）ヘリポート設置事業
種 類	航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 2 条第 6 項に規定する空港等の設置の事業
事業者	名 称 PFI 大阪第 6 合同庁舎株式会社 氏 名 代表取締役 森田 兼光 所在地 大阪府大阪市北区中之島 3 丁目 6 番 32 号

(2) 事業の目的及び内容

目 的	大阪第 6 地方合同庁舎（仮称）ヘリポート設置事業は、災害等が発生した際に国土交通省近畿地方整備局の拠点となる大阪第 6 地方合同庁舎（仮称）の庁舎屋上に専用ヘリポート（非公共用）を設置することで、機動性、迅速性を確保した災害対応活動を目的とするものである。 屋上にヘリポートを設置することにより、防災ヘリコプターと災害対応の中核である災害対策本部が設けられる大阪第 6 地方合同庁舎（仮称）が直接接続されることになり、必要な人員等の搭乗が迅速かつ的確に行えるようになるため、災害対応活動の更なる充実を図ることが可能となる。
位 置	大阪府大阪市中央区大手前 3 丁目 3 番 10、11、12、17 （大阪第 6 地方合同庁舎（仮称）屋上）
飛行場の種類	陸上ヘリポート（屋上型）
飛行場の種別	非公共用
離着陸回数	最大で年間 200 回程度 ただし、災害等の発生状況により変更となる可能性がある。
運用時間	24 時間（原則として日出から日没まで）
供用開始予定	令和 4 年度
飛行ルート	計画ヘリポートにおけるヘリコプターの運航は、大阪城及び西側の高層マンションを避ける必要があることから、大阪城公園の外堀沿いに北側及び東側に進入平面を設け、大阪城及び大阪城公園上空で周回し、北東方向、東北東方向、南西方向、西方向への飛行ルートを想定している。ヘリコプターの飛行ルート、安全表面等は図 1 に示すとおりである。
安全対策	計画ヘリポートの運用に際してその安全性を確保するため、航空法に定められた安全施設の設置を行うとともに、ヘリポート運用のための管理規程を制定し、離発着できる気象条件、利用できるヘリコプター等について適切な管理ができるようにする。 また、計画ヘリポートでは燃料の補給は行わず、計画ヘリポートの完成後も、機体の格納、保守整備及び運用は現在と同様に八尾空港を基地として運用する。

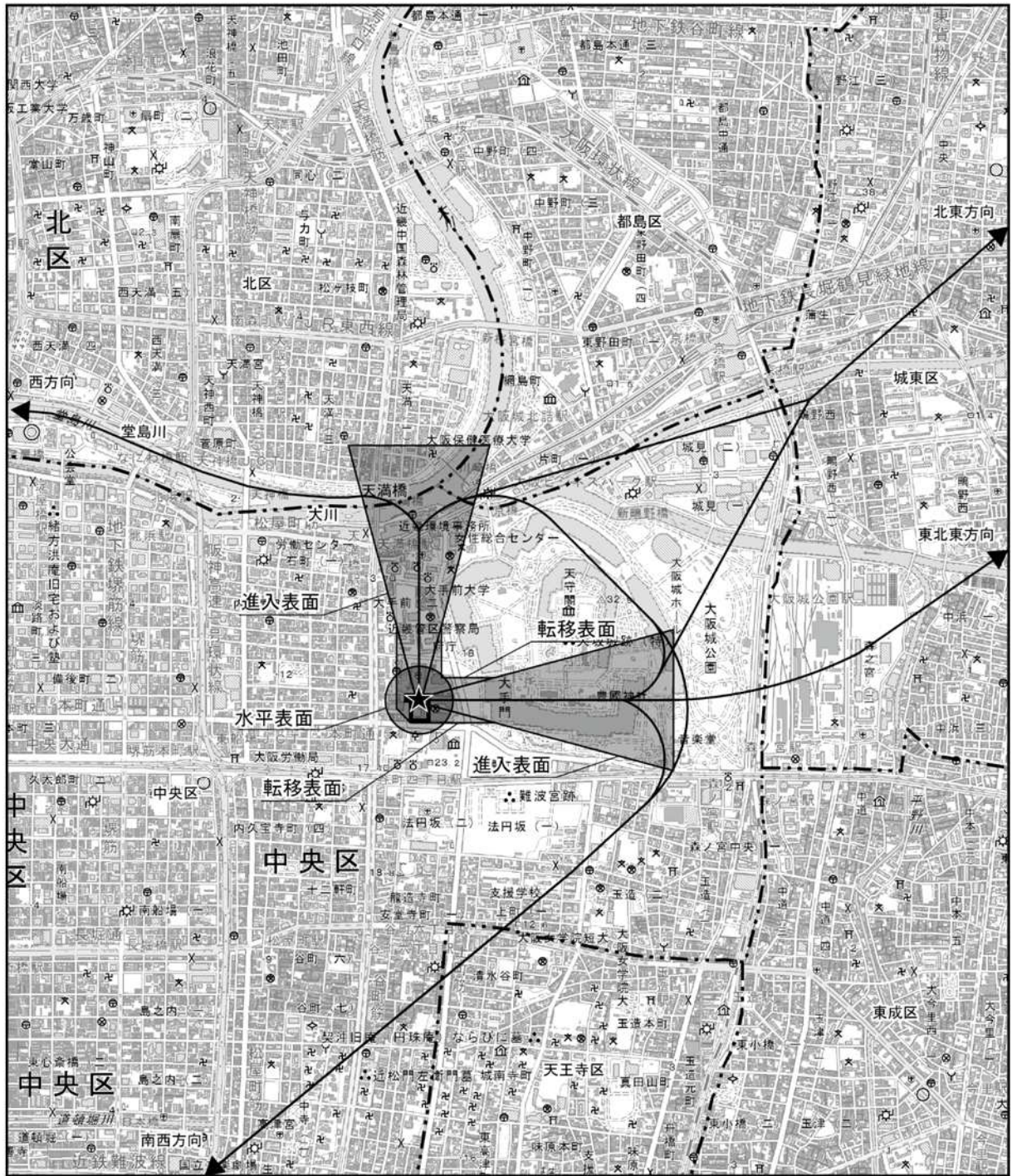


図1 事業計画地の位置、飛行ルート、安全表面図

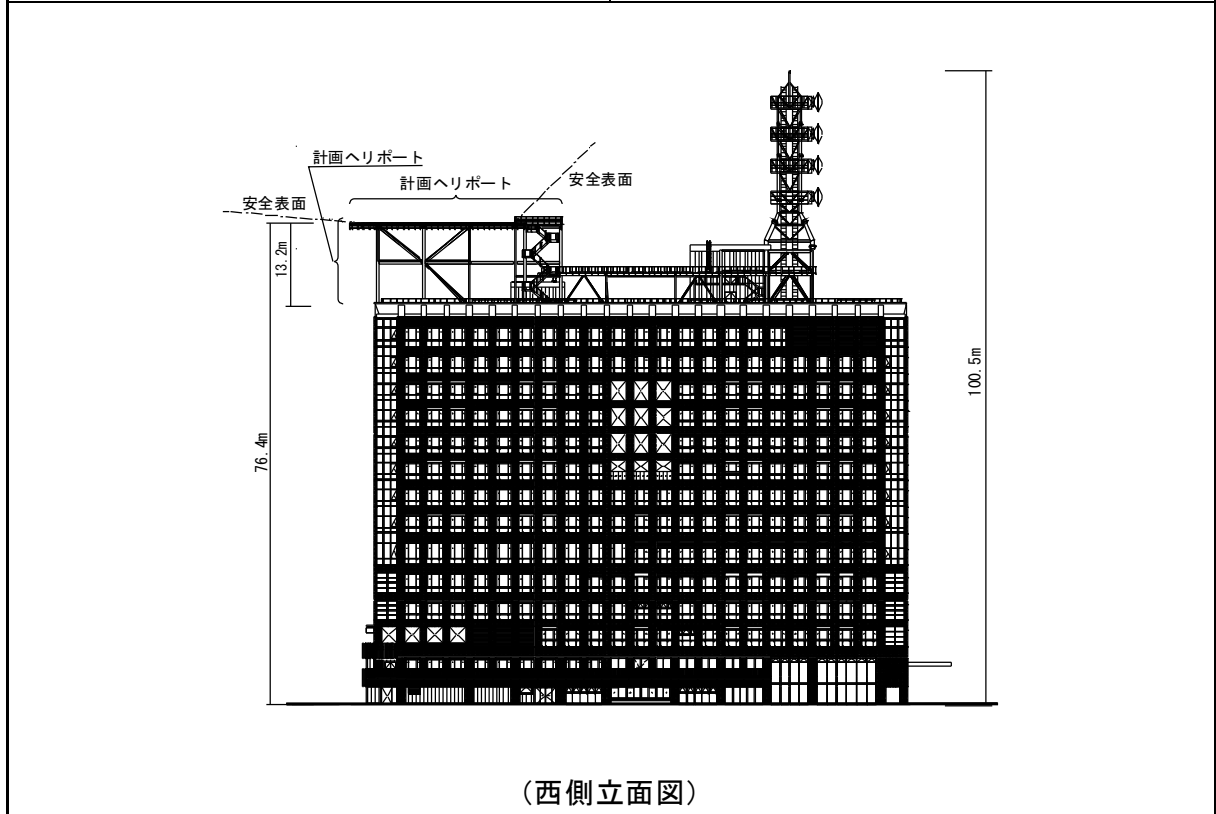
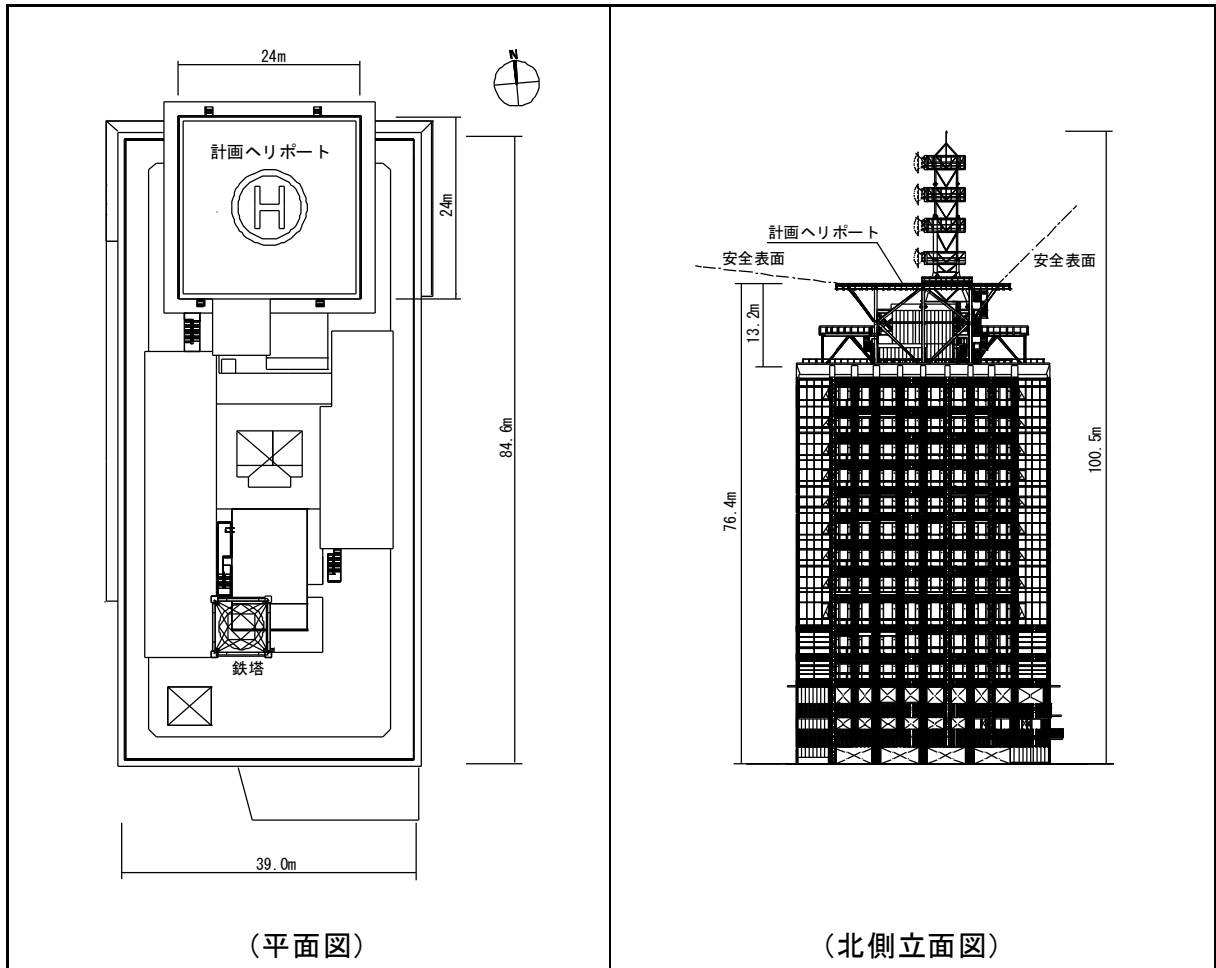


図2 計画ヘリポート設置建築物及びヘリポート

2. 環境影響評価実施内容の概要

(1) 環境影響評価項目

本事業は現在工事中の大阪第6地方合同庁舎（仮称）の屋上に新たにヘリポートを設置するものであり、工事の規模は小さく工事の期間も短いことから、建設工事に関しては周辺への影響は小さいと考えられる。

また、計画ヘリポートは地上約76mの高さに設置されるが、日照阻害については、周辺の土地利用からみて長時間日陰の及ぶ範囲に住居等が存在しない。同時に電波障害については、大阪第6地方合同庁舎（仮称）（アンテナを含めた高さ地上約100m）の建設に伴い必要な措置が講じられている。以上のことから、施設の存在に関しては周辺への影響は小さいと考えられる。

施設の利用に関しては、計画ヘリポートには駐機等の施設は設置しないことから、航空機（ヘリコプター）の運航以外は環境への影響は小さいと考えられる。

以上のことから、環境影響要因としては「航空機の運航」を選定し、環境影響評価項目として航空機騒音及び航空機の低周波音を選定した。

区分	環境影響要因	環境影響評価項目	選定理由
施設の利用	航空機 (ヘリコプター) の運航	航空機騒音	航空機の運航に伴い、メインローター、エンジン等から発生する騒音が周辺環境に影響を及ぼす可能性がある。そのため、環境影響評価項目として選定する。
		航空機の 低周波音	航空機の運航に伴い、メインローターの回転により発生する低周波音が周辺環境に影響を及ぼす可能性がある。そのため、環境影響評価項目として選定する。

(2) 環境影響評価の実施を予定している区域

環境影響評価項目として抽出した騒音及び低周波音の影響が及ぼす範囲を考慮し、環境影響評価を実施する区域は、大阪府中央区及びその周辺地域とした。

(3) 現況調査の概要

項目	調査の概要
騒音及び低周波音	環境騒音及び低周波音の現地調査を実施する。併せて、ヘリコプターの騒音及び低周波音の予測を行うための基礎資料を収集することを目的として、事業計画地上空でヘリコプターの試験飛行を行い、飛行時の騒音及び低周波音の現地調査を行う。

(4) 予測の概要

項目	予測の概要
騒音	<p>予測項目は、時間帯補正等価騒音レベル (L_{den}) とする。</p> <p>予測対象地域は、計画ヘリポートの周辺地域及び進入・出発のための飛行ルート近傍とする。</p> <p>予測時期は、ヘリポートの供用後とする。</p> <p>予測方法は、距離減衰式により求めた単発騒音暴露レベル (L_{AE}) と、運航本数、運航時間帯等から時間帯補正等価騒音レベル (L_{den}) を計算する。</p>
低周波音	<p>予測項目は、音圧レベルの最大値 (L_{max}) 及び G 特性音圧レベルの最大値 (L_{Gmax}) とする。</p> <p>予測対象地域は、計画ヘリポートの周辺地域及び進入・出発のための飛行ルート近傍とする。</p> <p>予測時期は、ヘリポートの供用後とする。</p> <p>予測方法は、距離減衰式により計算する。</p>

(5) 評価方法

項目	評価の観点
騒音	環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること、「小規模飛行場環境保全暫定指針」を満足することを基本として環境保全目標を設定する。
低周波音	環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること、大阪市環境基本計画の目標の達成と維持に支障がないこと。

3. 対象事業の実施にあたっての環境の保全及び創造の考え方

環境の保全及び創造のために講じることを予定している措置は、以下に示すとおりである。

項 目	環境の保全及び創造の考え方
工事計画	環境の保全及び創造のための措置として建設機械の稼働や工事用関連車両が周辺環境に及ぼす影響を可能な限り低減するよう配慮する。
廃棄物に関する計画	施設の供用時・建設工事中共に、本事業から発生する廃棄物を最小限に抑えることで、可能な限り発生量の抑制・再利用に努める。
環境保全計画	ヘリポートの運航時間は原則として日出から日没までとするほか、ヘリコプターの停留時間の短縮に努めるなど、周辺環境に及ぼす影響を可能な限り低減するよう配慮する。

お問合せ先

PFI 大阪第 6 合同庁舎株式会社

住所 大阪府大阪市北区中之島 3 丁目 6 番 32 号

電話 (06) 6456-7189 FAX (06) 6456-7208

※本書に掲載した地図は、電子地形図 25000（国土地理院）を加工して作成した。